

平成19年8月24日
経済産業省
資源エネルギー庁

電源立地地域対策交付金の交付限度額の誤りについて

7月12日、資源エネルギー庁は、各電力会社より、電源立地地域対策交付金の交付限度額算定に係るデータの一部に誤りがあったこと等について報告を受けました。

また、当庁においても一部のデータの取扱いに問題があったことが判明しました。

これらを踏まえて、再度交付限度額の算定を行ったところ、一部の自治体において交付限度額に過不足が生じていたことが確認されました。限度額に過不足のあった自治体については、対応を検討する方針であります。

また、今後、同様の問題が生じないよう、各電力会社より提出された再発防止策について、確実に実施されているか確認していくとともに、当庁としても再発の防止に取り組んで参ります。

1. 事実関係

6月12日、中国電力(株)から電源立地地域対策交付金の交付限度額の算定のために過去に資源エネルギー庁に提出したデータの一部について、誤りがあったことが報告されたため、当庁は中国電力(株)に対し、必要となる措置について早急に検討し、報告するよう求めるとともに、各電力会社に対し、同様の誤りがないか調査を行うよう要請しました。(6月12日公表)

これに基づく調査の結果、7月12日、北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、四国電力(株)及び九州電力(株)から、過去に当庁に報告した電源立地地域対策交付金の交付限度額算定に係るデータの一部に誤りがあったことが報告されました。

また、当庁における過去の交付限度額算定の事務を確認したところ、当庁においても一部のデータの取扱いに問題(電力自由化以降、新たに参入した特定規模電気事業者のデータが交付限度額算定から除外されていたこと、定額電灯契約分が一部の年度において除外されていたこと)があったことが判明しました。

これらを踏まえて、再度交付限度額の算定を行ったところ、13道府県24市町村の交付限度額に合計で、8.3億円の過不足が生じていたことが確認されました。

2. 対応

今後、同様の問題が生じないように、本日、各電力会社より提出された再発防止策について、確実に実施されているか確認していくとともに、当庁においても、算定方式や手続きの見直し、事業者・自治体担当者に対する説明会の実施など再発の防止に取り組んで参ります。

また、限度額に過不足があったことが確認された自治体につきましては、対応を検討する方針であります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 電力基盤整備課

担 当：吉野、江澤

電 話：03 - 3501 - 1749